

2 健介保第 1982 号

令和 3 年 3 月 12 日

各高齢者施設 管理者様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

緊急事態宣言解除後における
新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（依頼）

日頃は本市介護保険事業にご理解とご協力をいただくとともに、日々感染拡大防止に取り組みながら介護サービスの提供を継続していただき、ありがとうございます。

さて、緊急事態宣言下における皆様の取り組みのおかげにより、2 月後半から 3 月にかけて新型コロナウイルス感染者の発生数が下がってきたところです。

しかしながら、ここ数日において、2 月中には見られなかった 20 代を中心とした若年層への感染が市内で広がってきております。

第 2 波、第 3 波においても、若年層での感染拡大が家庭内感染へつながり、そこから高齢者施設内に感染が持ち込まれることで多数のクラスターが発生しております。

現時点において、いったん減少した市内の新規感染者が増加する傾向は顕著となっており、早ければここ数日のうちに施設職員を通じて感染が施設内に広がってもおかしくない状況です。

各施設におかれましては、引き続き利用者の健康管理に留意していただくとともに、とくに職員に発熱等の症状が認められる場合は出勤を控え、かかりつけ医等もしくは受診・相談センター（Tel052-249-3703）へ相談するなど早期に対応していただきますよう、よろしく願いいたします。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（電話 9 7 2 - 3 0 8 7）